

介護予防・日常生活支援総合事業に関する説明会

出席票（ご記入の上、説明会当日に持参してください。）

会場	藤沢市民会館 小ホール			
期日	平成28年3月17日（木） 19:00～			
事業所名				
所在地				
電話番号				
事業所Eメールアドレス				
出席者職氏名1	職名		氏名	
出席者職氏名2	職名		氏名	

※注意事項

- 1 この出席票は、事業所ごとに1枚必要です。
- 2 出席者は複数参加可能です。
- 3 法人の担当者等が代表として出席される場合も、この出席票は事業所ごとに作成し、まとめてお持ちください。

藤沢市民会館（小ホール）案内図



住所：藤沢市鶴沼東8番1号

※駐車場は隣接の奥田公園駐車場（有料）を利用できますが、駐車台数に限りがありますので、ご注意ください。また奥田公園駐車場をご利用の際は、駐車券を会場までお持ちください。

(このページは空白ページです)

(このページは空白ページです)

平成28年3月17日(木)
介護予防・日常生活支援総合事業説明会 資料

藤沢市 介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) について (案)

1. 地域密着型通所介護
2. 新総合事業

【第1部】

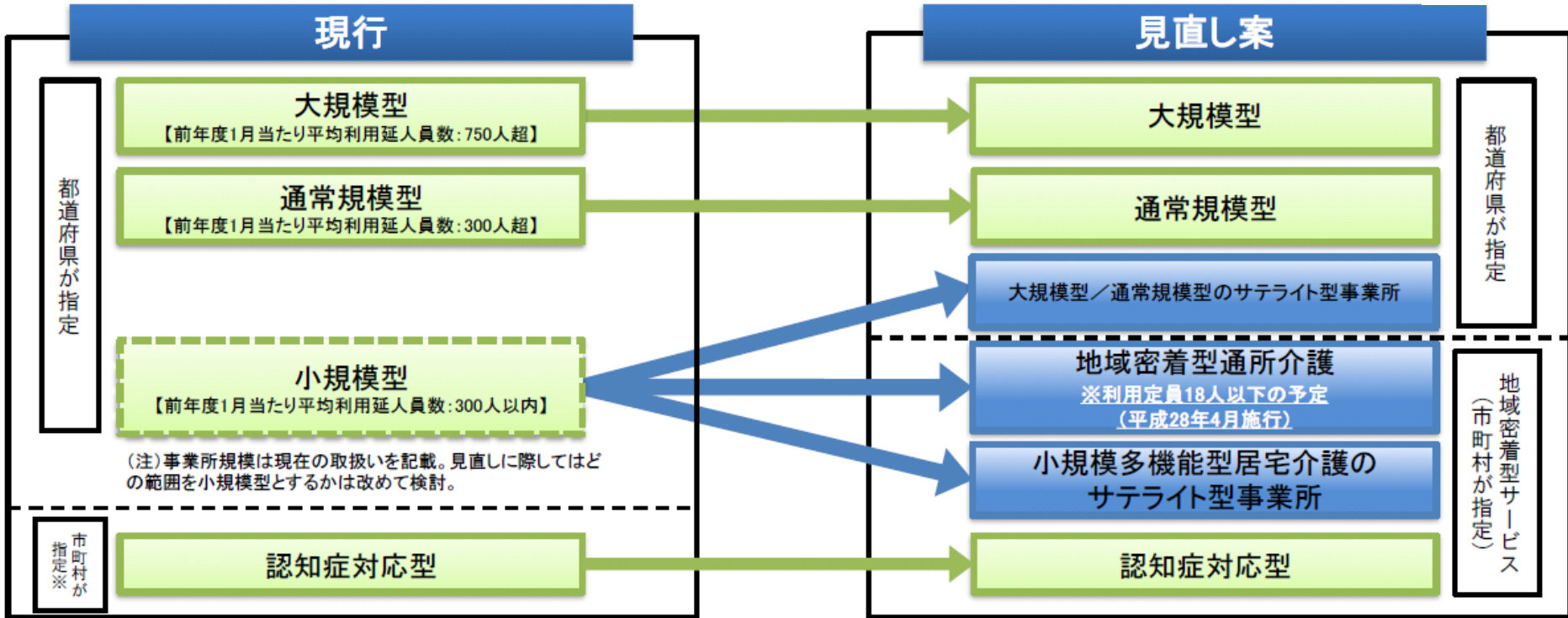
地域密着型通所介護の創設について

藤沢市

※平成28年3月14日(月)一部訂正箇所有り



1. 地域密着型通所介護の創設について



(注)事業所規模は現在の取扱いを記載。見直しに際してはどの範囲を小規模型とするかは改めて検討。

※地域密着型サービス

- ※地域密着型サービスとした場合の市町村の事務等
 - 事業所の指定・監督
 - 事業所指定、基準・報酬設定を行う際、住民、関係者からの意見聴取
 - 運営推進会議への参加 等
- ※地域密着型サービスは、市町村の判断で公募により事業者を指定できる。

平成26年11月10日
全国介護保険担当課長会議資料 抜粋

通所介護において充実を図ることが求められる機能

平成26年8月27日（第106回）
介護給付費分科会資料

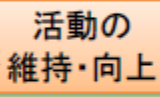
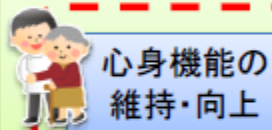
- 通所介護では、今後増加が見込まれる認知症高齢者や重度の要介護者を積極的に受け入れるとともに、心身機能向上から生活行為力向上訓練まで総合的に行うことにより自立した在宅生活を継続するサービスとして期待されている。
- また、利用者の地域での暮らしを支えるためには、医療機関や他の介護事業所、地域の住民活動等と連携し、利用者がサービスを利用しない日でも利用者を支える地域連携拠点が求められている。

居宅サービスの機能

（地域でこれらの機能を効果的・効率的に組み合わせて高齢者の生活を支える）

生活機能の維持・向上、生活援助

生活機能の維持・向上



生活援助

家族の負担軽減

家族の
負担軽減

※レスパイトは、左記の機能を発揮することで果たされる機能

認知症高齢者・重度者への対応

全ての事業所
で実施すべき
基本的な取組

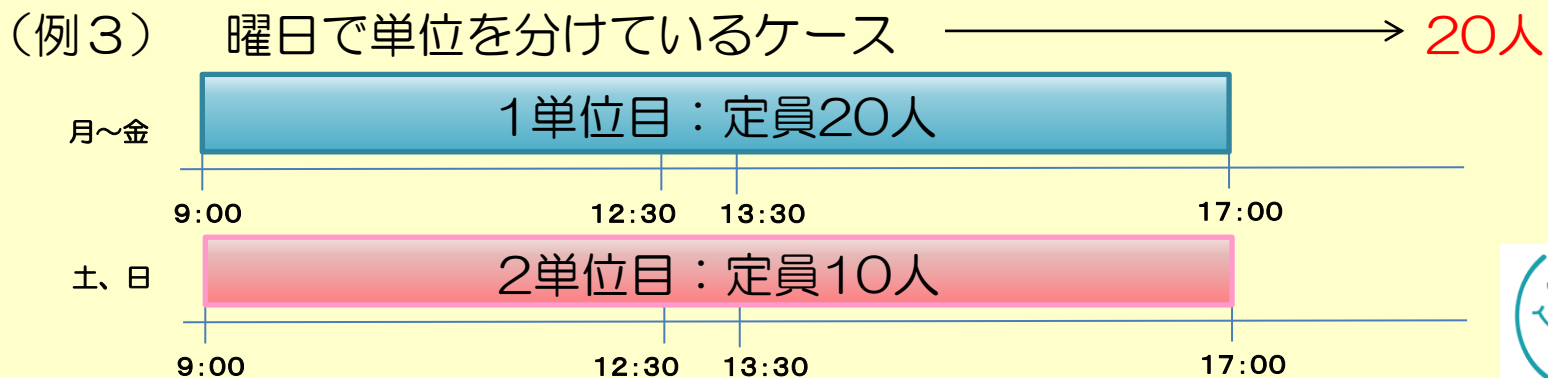
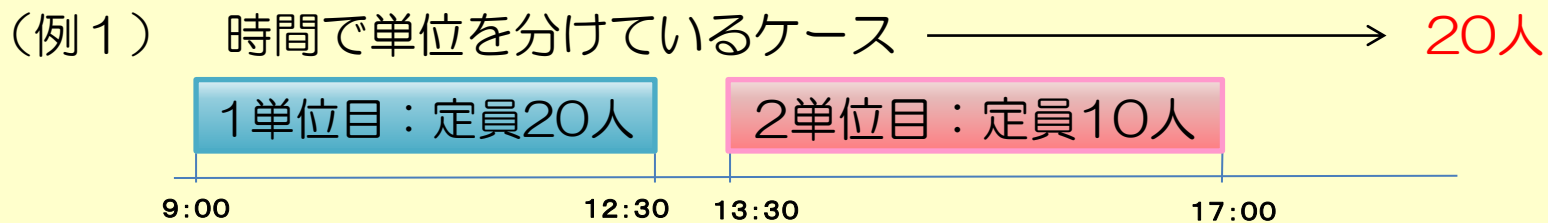
- アセスメントに基づく個別サービス計画の立案、計画に基づくサービス提供、計画の評価及び見直しといったPDCAに基づくサービスの提供
- 地域の他の事業所や専門職等との連携を通じたサービスの提供
- 利用者の社会性の維持

地域連携の拠点としての機能

※ [] は通所介護において充実を図る機能

2. 利用定員について

- 利用定員とは同時にサービスを受けることができる利用者の上限をいいます。（運営規程等で定めているもの）
- 単位が複数ある場合の考え方（例）



3. 指定通所介護と指定地域密着型通所介護の違い

	指定通所介護	指定地域密着型通所介護
指定権者	神奈川県	藤沢市（原則として所在市町村）
利用者の範囲 （※1）	全国の被保険者が利用可能	原則として藤沢市の被保険者のみ利用可能
指定基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号）	藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例（平成25年藤沢市条例第46号）
地域との連携 （※2）	基準条例(県)上、規定なし	基準条例(市)上、規定あり
介護報酬 （※3）	通常規模型通所介護費又は大規模型通所介護費 （小規模型通所介護費は削除）	地域密着型通所介護費 （従前の小規模型通所介護費相当）

ポイント

地域密着型サービスとは：高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳を持って暮らしていけるよう支援を行うサービス

3-①. 利用者の範囲について(1)

- 原則として、**事業所所在市町村の被保険者のみ**が利用できます。
- ただし、**平成28年3月31日時点で利用契約のある事業所所在市町村以外の市町村（他市町村といいます。）の被保険者については、平成28年4月1日以降もそのまま利用していただくことができます。**

＝平成28年3月31日現在、通所介護の指定を受けている利用定員18人以下の事業所は、平成28年4月1日には、地域密着型通所介護について、次の者からの指定を受けていることとなります。（これを「**みなし指定**」といいます。**指定申請の手続は不要です。**）

①所在市町村

②平成28年3月31日時点で利用契約のある他市町村被保険者の、当該他市町村

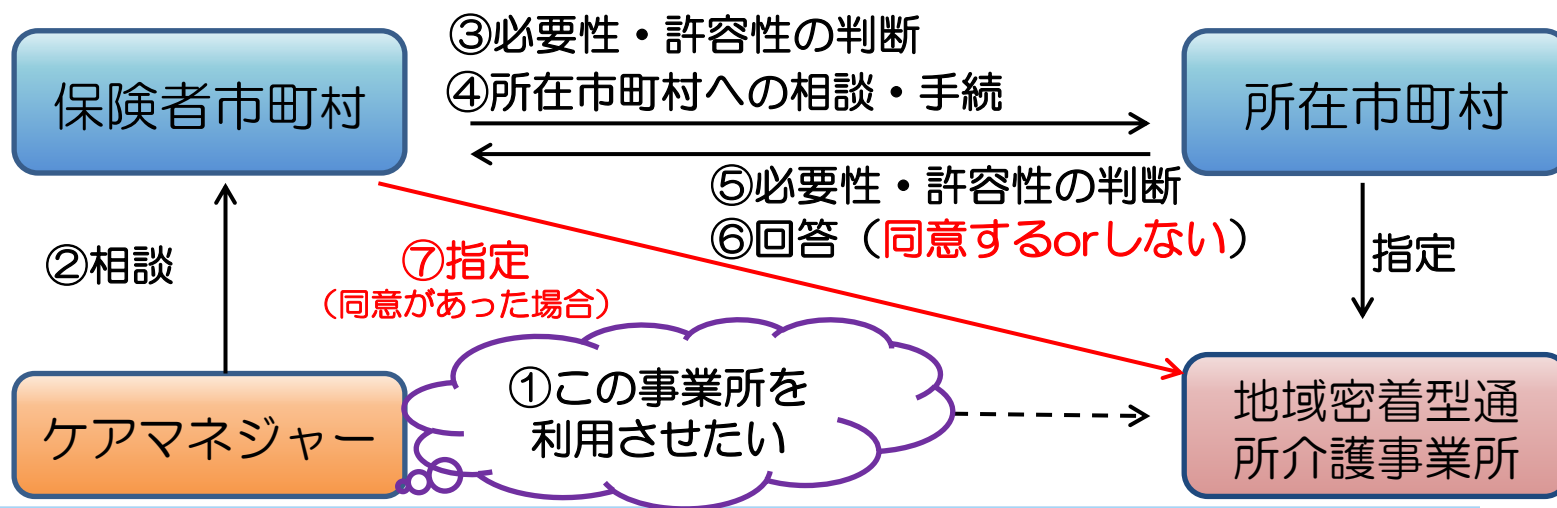
《例》平成28年3月31日時点で、藤沢市に所在する「藤沢デイサービス」（定員18人以下）について、茅ヶ崎市民のAさんが利用していた場合、「藤沢デイサービス」は、茅ヶ崎市からも指定を受けたものとみなされます。

ただし、その指定の効力はAさんにも及びます。

3-①. 利用者の範囲について(2)

★ 平成28年4月1日以降の他市町村からの指定について


- 平成28年4月1日以降、やむを得ない事情があって、藤沢市にある地域密着型通所介護を利用を希望する他市町村の被保険者がいる場合、保険者である他市町村と、事業所所在市町村である藤沢市が、個々の事情を踏まえた上で、このような利用を認めるかを判断します。
- 利用を認めることが適当であると両市町村が判断した場合は、「保険者である他市町村が当該事業所を指定すること」について、事業所所在市町村が**同意**をすることとなります。
- **これはあくまで、例外的な取扱いです。**やむを得ない事情があるという場合は、まず、**ケアマネジャーから保険者市町村に相談してください。**




3-①. 利用者の範囲について(3)

★ 同意についての藤沢市の考え方（前ページ図⑤について）

- 藤沢市では、現在、地域密着型サービスの種類ごとに、同意について一定の基準を設けて判断しています。
- その中で、認知症対応型通所介護について、次の①及び②を満たす場合に同意をすることとしており、今後は、地域密着型通所介護についても同様の取扱いを行う予定です。

①当該他市町村に指定認知症対応型通所介護事業所がない、又は当該他市町村に指定認知症対応型通所介護事業所はあるが、定員上受入れ困難で、他市町村内では当該サービスが利用できない状況が続くと認められる場合  同意の**必要性**あり

②藤沢市の指定認知症対応型通所介護事業所での受入れに余裕があると認められる場合  同意の**許容性**あり

※ただし、指定通所介護から指定地域密着型通所介護に移行したことによる不都合が救済されないようなケースが出てきた場合は、検討を行う予定です。

3-①. 利用者の範囲について(4)

★ 住所地特例対象者について



住所地特例とは

住所地特例とは、住所地特例対象施設（介護保険施設や特定施設等）に入所等をするることにより、当該施設に住所を異動した被保険者については、従前住所地の市町村が引き続き保険者となる制度で、その対象者を**住所地特例対象者**といいます。

見分け方：被保険者証を発行している市町村と住所地が異なる市町村であれば、**住所地特例対象者**

②住所が「**藤沢市以外の市町村**」←
（被保険者証を発行している市町村と住所地が異なる市町村である！）

①被保険者証は「**藤沢市**」←から発行されている

※被保険者証を発行している市町村と住所地が同じ場合は、住所地特例対象者ではありません。

介護保険被保険者証 (1)	
番号	
被 保 者 の 住 所	②
フリガナ	
氏名	
生年月日	性別
交付年月日	
保険者番号	① 1 4 2 0 5 9
並びに保険者の名称及び印	神奈川県藤沢市 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 電話 0466(25)1111

3-①. 利用者の範囲について(5)

★ 住所地特例対象者と特定地域密着型サービス

➤ 平成27年4月から、次のサービスについては、「**特定地域密着型サービス**」と定義付けられました。（介護保険法第8条第14項）

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 複合型サービス

※平成28年4月1日からは、地域密着型通所介護もこれに含まれます。

➤ 住所地特例対象者は、施設所在市町村の特定地域密着型サービスを利用できます。

ポイント：住所地特例対象者の利用を受け入れるときは、特に保険者や**所在市町村**に連絡を入れる必要はありません。介護報酬の請求の際、介護給付費明細書（様式第二）の中程に住所地特例対象者用の給付費明細欄が設けられておりますので、そこに記入することで、通常どおり請求できます。

3-②. 地域との連携について(1)

★ 地域との連携とは



- 地域との連携は、地域密着型サービス特有の考え方です。
- 地域密着型サービスは、生活圏域に根ざしたサービスとして位置付けられており、そのため、居宅サービスの基準にはない、地域との連携が運営基準上、設けられています。

★ 地域との連携の内容（市条例第60条の17、第60条の19第2項）

- ① 運営推進会議の**設置**及び**おおむね6月に1回以上の開催**の義務付け。
- ② 運営推進会議の**記録**の作成、公表及び**保存**。
- ③ 事業運営に当たり、**地域住民等との交流**を図ること。
- ④ 利用者からの苦情に関して関係市町村等が実施する事業に協力するよう努めること。
- ⑤ 同一建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、サービスを提供するよう努めること。

3-②. 地域との連携について(2)

★ 運営推進会議について

- 運営推進会議とは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は管轄の地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者などにより構成される協議会のことです。

★ 運営推進会議の目的

- 事業所運営の透明性を確保すること
- サービスの質の確保及び向上を図ること
- 利用者の抱え込みを防ぐこと
- 地域住民との意見交換の場とし、地域連携を進めるきっかけとすること

★ 運営推進会議の設置について

- 平成28年4月1日から、市条例において、義務付けられます。
- 1年間は、経過措置として、設置しないことも認めていますが、地域との連携の重要性に鑑み、**できるだけ早期に設置してください。**

3-②. 地域との連携について(3)

★ 運営推進会議の設置の具体的手順

- ① 運営規程に運営推進会議を設置する旨の規定を置く。
- ② 運営推進会議のメンバーを決める。
- ③ 運営推進会議要綱等を作成する（任意）。
- ④ 藤沢市介護保険課に「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者指定変更届出書」、「改正後の運営規程」「運営推進会議構成員」を提出する。



➡ 2019年3月31日までに行ってください

★ 運営推進会議の開催及び内容

おおむね6月に1回以上、会議を開催し、次のことを行います。

- ① 指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、評価を受ける。
- ② 運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く。

※個人情報を取り扱うため、会議開催は事業所ごとに行ってください。

※会議の記録をとり、5年間保存してください。

3-③. 介護報酬について(1)

★ 通所介護費と地域密着型通所介護費の考え方

平成28年3月31日まで

通所介護費				
療養通所介護費	小規模型 通所介護費	通常規模型 通所介護費	大規模型(I) 通所介護費	大規模型(II) 通所介護費
規模別による区分なし(利用定員9人以下)	前年度1ヶ月当たりの平均延利用者数 300人以下	前年度1ヶ月当たりの平均延利用者数 301人~750人	前年度1ヶ月当たりの平均延利用者数751人~900人	前年度1ヶ月当たりの平均延利用者数901人以上

規模を問わず
地域密着型通所介護費へ

(新)

平成28年4月1日から(案)

地域密着型通所介護費 (利用定員18人以下)	
療養通所介護費	地域密着型通所介護費
規模別による区分なし。療養通所介護の指定事業所が算定可能(利用定員9人以下)	規模別による区分なし

小規模型は
削除

通常規模型へ吸収※

通所介護費(利用定員19人以上)		
通常規模型 通所介護費	大規模型(I) 通所介護費	大規模型(II)通 所介護費
前年度1ヶ月当たりの平均延利用者数 750人以下	前年度1ヶ月当たりの平均延利用者数751人~900人	前年度1ヶ月当たりの平均延利用者数901人以上

※利用定員19人以上の事業所で、実績が300人以下の場合、今後は通常規模型を算定することとなる

3-③. 介護報酬について(2)

平成28年3月31日まで

地域密着型通所介護費へ
スライド



6 通所介護費	
イ 小規模型通所介護費	ロ 通常規模型通所介護費
(1) 所要時間3時間以上5時間未満の場合	(1) 所要時間3時間以上5時間未満の場合
(一)要介護1 426単位	(一)要介護1 380単位
(二)要介護2 488単位	(二)要介護2 436単位
(三)要介護3 552単位	(三)要介護3 493単位
(四)要介護4 614単位	(四)要介護4 548単位
(五)要介護5 678単位	(五)要介護5 605単位
(2) 所要時間5時間以上7時間未満の場合	(2) 所要時間5時間以上7時間未満の場合
(一)要介護1 641単位	(一)要介護1 572単位
(二)要介護2 757単位	(二)要介護2 676単位
(三)要介護3 874単位	(三)要介護3 780単位
(四)要介護4 990単位	(四)要介護4 884単位
(五)要介護5 1,107単位	(五)要介護5 988単位
(3) 所要時間7時間以上9時間未満の場合	(3) 所要時間7時間以上9時間未満の場合
(一)要介護1 735単位	(一)要介護1 656単位
(二)要介護2 868単位	(二)要介護2 775単位
(三)要介護3 1,006単位	(三)要介護3 898単位
(四)要介護4 1,144単位	(四)要介護4 1,021単位
(五)要介護5 1,281単位	(五)要介護5 1,144単位

平成28年4月1日から(案)

2の2 地域密着型通所介護費
イ 地域密着型通所介護費
(1) 所要時間3時間以上5時間未満の場合
(一)要介護1 426単位
(二)要介護2 488単位
(三)要介護3 552単位
(四)要介護4 614単位
(五)要介護5 678単位
(2) 所要時間5時間以上7時間未満の場合
(一)要介護1 641単位
(二)要介護2 757単位
(三)要介護3 874単位
(四)要介護4 990単位
(五)要介護5 1,107単位
(3) 所要時間7時間以上9時間未満の場合
(一)要介護1 735単位
(二)要介護2 868単位
(三)要介護3 1,006単位
(四)要介護4 1,144単位
(五)要介護5 1,281単位

通所介護費の中から
小規模型は削除



6 通所介護費
イ 通常規模型通所介護費
(1) 所要時間3時間以上5時間未満の場合
(一)要介護1 380単位
(二)要介護2 436単位
(三)要介護3 493単位
(四)要介護4 548単位
(五)要介護5 605単位
(2) 所要時間5時間以上7時間未満の場合
(一)要介護1 572単位
(二)要介護2 676単位
(三)要介護3 780単位
(四)要介護4 884単位
(五)要介護5 988単位
(3) 所要時間7時間以上9時間未満の場合
(一)要介護1 656単位
(二)要介護2 775単位
(三)要介護3 898単位
(四)要介護4 1,021単位
(五)要介護5 1,144単位

4. 3月中に行っていただくこと(1)

★ 全指定通所介護事業所

① 利用定員の確認・変更の届出等

神奈川県に届け出ている利用定員については「介護情報サービスかながわ」に掲載されています。この届出定員に基づいて、地域密着型通所介護に移行するかの判断が行われますので、届け出ている利用定員と実際の利用定員に相違がないか、確認してください。

また、地域密着型通所介護へ移行しないため、又は移行するために、利用定員を変更しようとする場合には、3月中に、神奈川県へ来庁の上、届出を行ってください。

② 各種調査への協力

今後、藤沢市や神奈川県等から、地域密着型通所介護への移行の關係に伴う調査等が行われた場合は、ご協力いただけますようお願いいたします。

4. 3月中に行っていただくこと(2)

★ 利用定員19人以上の事業所

事業所規模の確認

今回の制度改正に伴い、指定通所介護の「小規模型」が無くなり、前年度の1ヶ月当たり平均延利用人数が750人以下の事業所については、全て「通常規模型」となります。(15ページ参照)

これまで定員19人以上で「小規模型」であった事業所は、「通常規模型」へ変更となりますので、事業所規模の変更届けの対象となります。変更届けは、3月15日までに神奈川県へ届け出ることとなっていますが、もし、届出をしていない場合は、県へご相談ください。

4. 3月中に行っていただくこと(3)

★ 利用定員18人以下の事業所

① 他市町村利用者のリストアップ

平成28年3月31日時点で契約のある他市町村被保険者については、4月以降も引き続き利用することができますが、それを各保険者が把握する必要があるため、あらかじめ事業所において、保険者市町村名、被保険者番号、被保険者氏名等をリストアップしておいてください。

② みなし指定を希望しない場合の届出

平成28年3月31日で事業を廃止する等の理由により、地域密着型通所介護のみなし指定を希望しない場合については、神奈川県へ指定廃止届を提出するとともに、**県及び所在市町村**に、みなし指定を辞退する旨の申出書を提出してください。

(介護情報サービスかながわ>書式ライブラリ(書式/通知)>通所介護関連【在宅サービスグループ】に掲載あり)

③ 定款・運営規程・契約書・重要事項説明書等の変更

- 契約書及び重要事項説明書の変更について、利用者への説明等の対応も併せて行ってください。
- 運営規程の変更について、サービス種別の変更に伴う変更だけの場合は、本市への届出の提出は不要です。

4. 3月中に行っていただくこと(4)

★ 定款について

法人が、初めて地域密着型サービス事業所の運営を行うこととなった場合で、定款の目的・事業の記載から、地域密着型サービス事業を行うことが読み取れない場合→定款の目的・事業の変更が必要となります。

《例》

- ◎「居宅サービス事業」（介護保険法第8条第1項）のみ記載のある場合
→「地域密着型サービス事業」（介護保険法第8条第14項）を追加
- ◎地域密着型サービス事業の記載があり、「認知症対応型共同生活介護」のように、個別サービスの種類も列記している場合
→「地域密着型通所介護」を追加
- ◎地域密着型サービス事業の記載があり、個別サービスの種類は列記していない場合
→変更なし

《参考：新総合事業の記載の仕方の例》

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」（介護保険法第115条の4 5第1項）
- 「第一号通所介護事業」（介護保険法第115条の4 5第1項ロ）

5. 4月以降に行っていただくこと(1)

※ 対象：地域密着型通所介護事業所

	項目	行う時期・場合	参考
1	地域との連携	できるだけ早期	12ページ～14ページ、③
2	指定更新手続	指定有効期間の満了前 ※複数の市町村から指定を受けている場合は、全ての指定権者に対して更新申請が必要です。	③
3	変更届・加算届	変更時 ※複数の市町村から指定を受けている場合は、全ての指定権者に対して届出が必要です。	③
4	宿泊サービスの届出	宿泊サービスを新たに始める・やめる等の場合	③ (4月1日～)
5	老人福祉法上の届出	事業の実施区域の変更時 (4月1日)	①、②、③
6	業務管理体制の届出	地域密着型通所介護へ移行した場合で、予防通所介護の併設がなく、1市町村のみに事業所がある場合は、県から市町村へ届出先が変わるため、市町村へ届出すること ※次の場合は届出先が変わらないため、届出不要 ・(介護予防)居宅サービス事業所を運営している場合 ・複数の市町村で地域密着型サービス事業所を運営している場合	②、③

参考

★制度説明・手続方法・申請書等の掲載場所

①介護情報サービスかながわ（<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo/>）

ホーム>事業者>ライブラリ（書式/通知）>5. 国・県の通知>地域密着型通所介護移行関係

②介護情報サービスかながわ（<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo/>）

ホーム>事業者>ライブラリ（書式/通知）>8. 各種届出（業務管理体制・老人福祉法の届出・生活保護法の届出）等

③藤沢市ホームページ（<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/index.html>）

ホーム>健康・福祉・子育て>福祉>介護保険>事業者向け

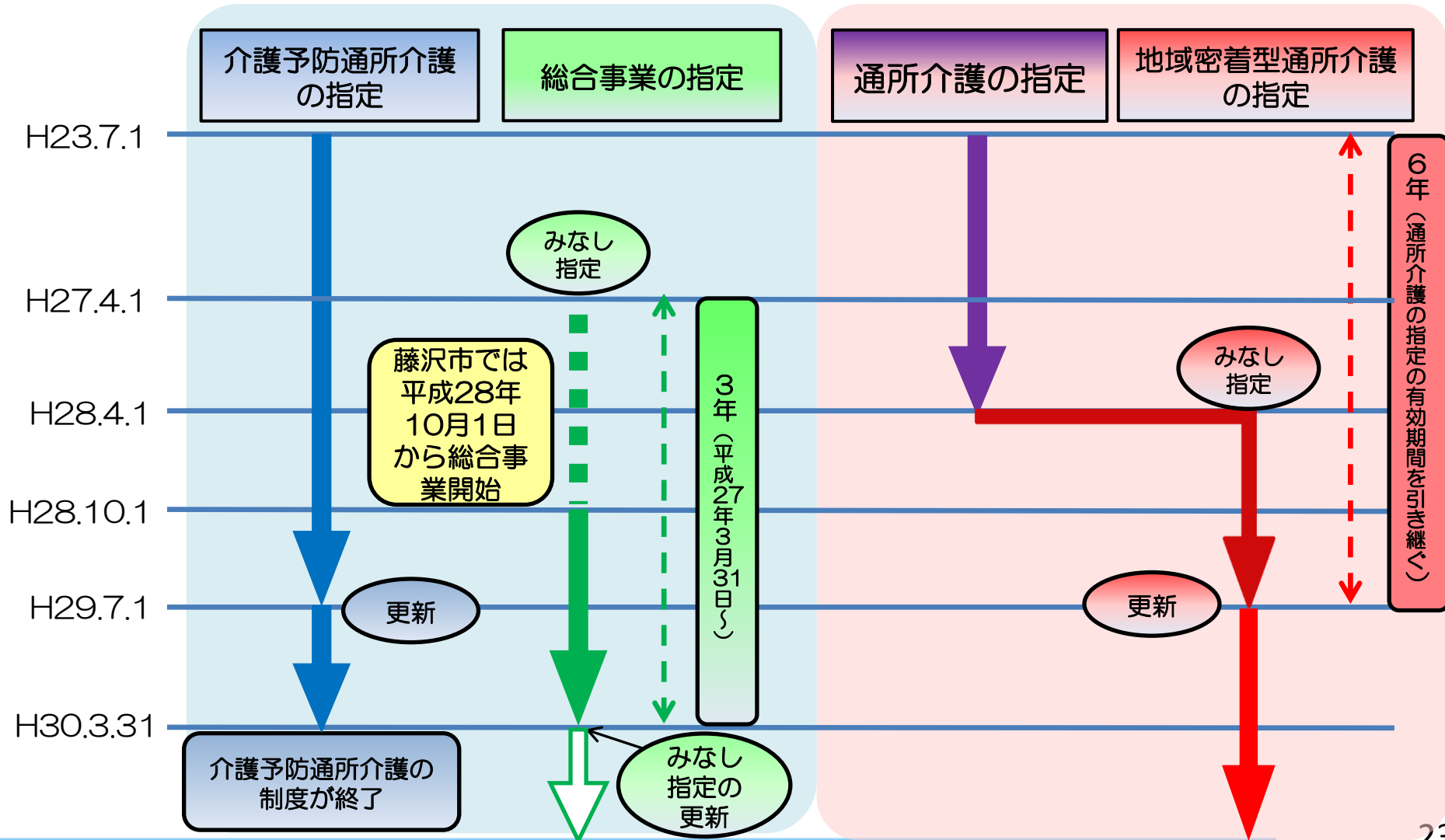
★制度改正に関する経過等についての資料の掲載場所

④厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）

ホーム>政策について>審議会・研究会等・社会保障審議会

6. 地域密着型通所介護・介護予防通所介護・総合事業の関係

《例》平成23年7月1日に（介護予防）通所介護の指定を受けた、藤沢市内の事業所（利用定員15人）のケース



ご清聴ありがとうございます

【第2部】

総合事業における
通所型サービス事業の実施について

藤沢市

※平成28年3月14日(月)一部訂正箇所有り

総合事業の概要

介護保険制度改正により、介護予防給付として全国一律の基準により提供されている介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について、市町村が取り組む地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行します。

※藤沢市は平成28年10月から実施。

既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、ボランティアなどの多様な主体によるサービスや介護予防を充実させ、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を推進します。

総合事業の構成図(その1)

<現在>

介護保険制度

<見直し後>

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付
(要支援1～2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

介護予防事業

又は介護予防・日常生活支援総合事業

- 二次予防事業
 - 一次予防事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
 - ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業

現行と同様

事業に移行

全市町村
で実施

多
様
化

H28.10

充
実

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付 (要支援1～2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1～2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス(配食等)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、地域ケア会議の充実)
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 認知症施策推進事業
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- 生活支援体制整備事業
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」より

地域支援事業

総合事業の構成(その2)

＝平成28年10月から本市で実施するサービス等です。

介護予防・生活支援サービス事業

(従来の要支援者)

- ・要支援認定を受けた者(要支援者)
- ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

訪問型サービス(第1号訪問事業)

- ・現行の訪問介護相当
- ・多様なサービス

①訪問介護

②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)

③訪問型サービスB(住民主体による支援)

④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)

⑤訪問型サービスD(移動支援)

通所型サービス(第1号通所事業)

- ・現行の通所介護相当
- ・多様なサービス

①通所介護

②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)

③通所型サービスB(住民主体による支援)

④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)

①栄養改善の目的とした配食

②住民ボランティア等が行う見守り

③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての者
- ・その支援のための活動に関わる者

①介護予防把握事業

②介護予防普及啓発事業

③地域介護予防活動支援事業

④一般介護予防事業評価事業

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」より

H28.10～総合事業開始に伴う主な変更点

- ① 総合事業サービスのみを迅速に利用できる対象者区分『事業対象者』の新設
- ② 介護予防訪問介護と介護予防通所介護が「予防給付」から総合事業サービスの「訪問型サービス」と「通所型サービス」に移行する
(藤沢市が指定した事業所によるサービス提供)
- ③ 総合事業サービスのみを利用者を対象に『介護予防ケアマネジメント』を実施
- ④ H28.9.1～H29.3.31の間に総合事業サービスのみ利用している要支援者のケアプランを切替。
- ⑤ 訪問型サービスに現行相当サービスの提供内容（身体介護・生活援助）により異なる報酬体系を設定する。
- ⑥ 訪問型サービスに緩和した基準によるサービス『訪問型サービスA』を開始
- ⑦ 訪問型サービスに短期集中予防サービス『訪問型サービスC』を開始
- ⑧ 28.10当初では、総合事業サービスは現在の指定制度による事業所（H28.9.30までに介護予防訪問介護もしくは介護予防通所介護の指定を受けている事業所）のみが事業参入が可能となり、請求については国保連合会へ事業費を請求するシステムを活用することができる。
(指定に関する新規・変更申請や請求コードの変更の手続き等)
- ⑨ 介護予防事業が総合事業の『一般介護予防事業』として実施・充実

介護予防・生活支援サービス事業（サービス事業） の利用対象者について

現行の介護予防給付

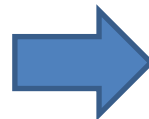
対象者：要支援1・2

介護予防訪問介護

介護予防通所介護

介護予防訪問看護 等

福祉用具・住宅改修



H28.10以降

対象者：要支援1・2

基本チェックリストによる
事業対象者

訪問型サービス

通所型サービス

基本チェックリストで事業対象者は拡大するのか？

厚生労働省老健局振興課より

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A 【9月30日版】(平成26年)より一部抜粋

○第1 総合事業の実施に関する総則的な事項

問4 基本チェックリスト該当者は、要支援1・2の認定者よりも心身の状態が軽度の者が含まれると考えられ、**基本チェックリスト該当者に既存の訪問介護・通所介護相当のサービスの利用を認めると、結果的に利用者拡大、費用拡大につながる恐れがある。**・・・。

(答)総合事業のうち生活支援・介護予防サービス事業については、**現行の要支援者相当を対象者として想定しており**、具体的には、何らかの支援を必要として窓口に来た者のうち、生活上の困りごとに対して、基本チェックリストの記入によって事業対象者に該当した者を対象とすることとしている。・・・「**要支援認定ではなく、簡易にサービスにつなぐために実施するもの**」であることに留意。

○第4 サービスの利用の流れ

問1 サービス事業は、要支援及び基本チェックリスト該当者の両方が対象となっている。**基本チェックリストに該当すればサービスを利用できるため、結果的に利用者が増大してしまうのではないか。**

答 基本チェックリストにより事業対象者に該当した者を対象とする理由は、訪問型サービス等について**簡便に迅速なサービス利用を可能にするためであり、要支援より軽度の者まで対象にすることは想定していないこと等から、利用者の拡大や費用の拡大につながるとは考えていない。**また、今回の見直しでは、**予防給付と同様に**、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントを通じ、利用者の意向や状態等に応じた支援につなげていくこととしている。・・・。

「要介護認定等申請を行い、非該当となった場合は、基本チェックリストを実施し、サービス事業の対象(事業対象者)とすることができる。」このこと等から、本市では、利用者が拡大する可能性があるかと推測しています。

基本チェックリストによる事業対象者の判定基準

赤枠で囲ってある判定基準の①～⑦のいずれかに該当した方がサービス事業対象者となります。

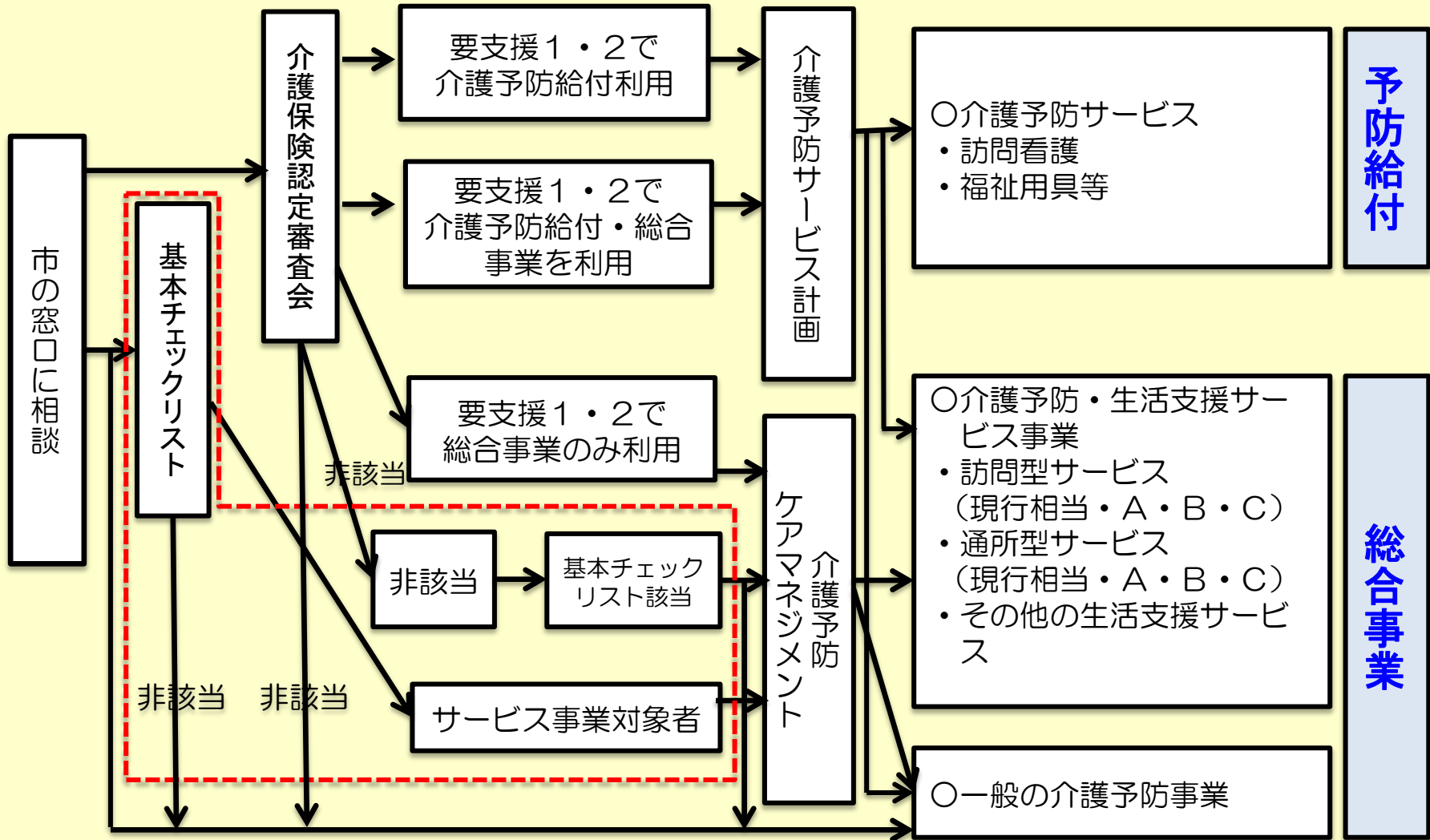
※赤字で示した回答が、何個以上あるか、によって、該当するか、該当しないかを判定します。

No	質問事項	回答		判定基準	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ		
2	日用品の買い物をしていますか	0.はい	1.いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ		
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ	②3個以上該当 【運動器】	①10個以上 該当 【生活機能】
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ	③2個該当 【栄養】	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ		
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ	④2個以上該当 【口腔】	
12	身長 cm 体重 kg (BMI=) (注)				
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ		
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ	⑤1個該当 【閉じこもり】	
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか	1.はい	0.いいえ	⑥1個以上該当 【認知機能】	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1.はい	0.いいえ		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ	⑦2個以上該当 【うつ】	
20	今日が何月何日か分からない時がありますか	1.はい	0.いいえ		
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ		
22	(ここ2週間)これまでに楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ		
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ		
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ		
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ		

(注)BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当とする。

【 】内は、リスクの種類を示す

サービス利用のながれ



基本チェックリスト・要介護認定申請の受付窓口

<基本チェックリストの受付窓口>

※平成28年9月から受付開始予定

1. 高齢者支援課
2. 介護保険課
3. 各地域包括支援センター
(いきいきサポートセンター)

<要介護認定申請の受付窓口>

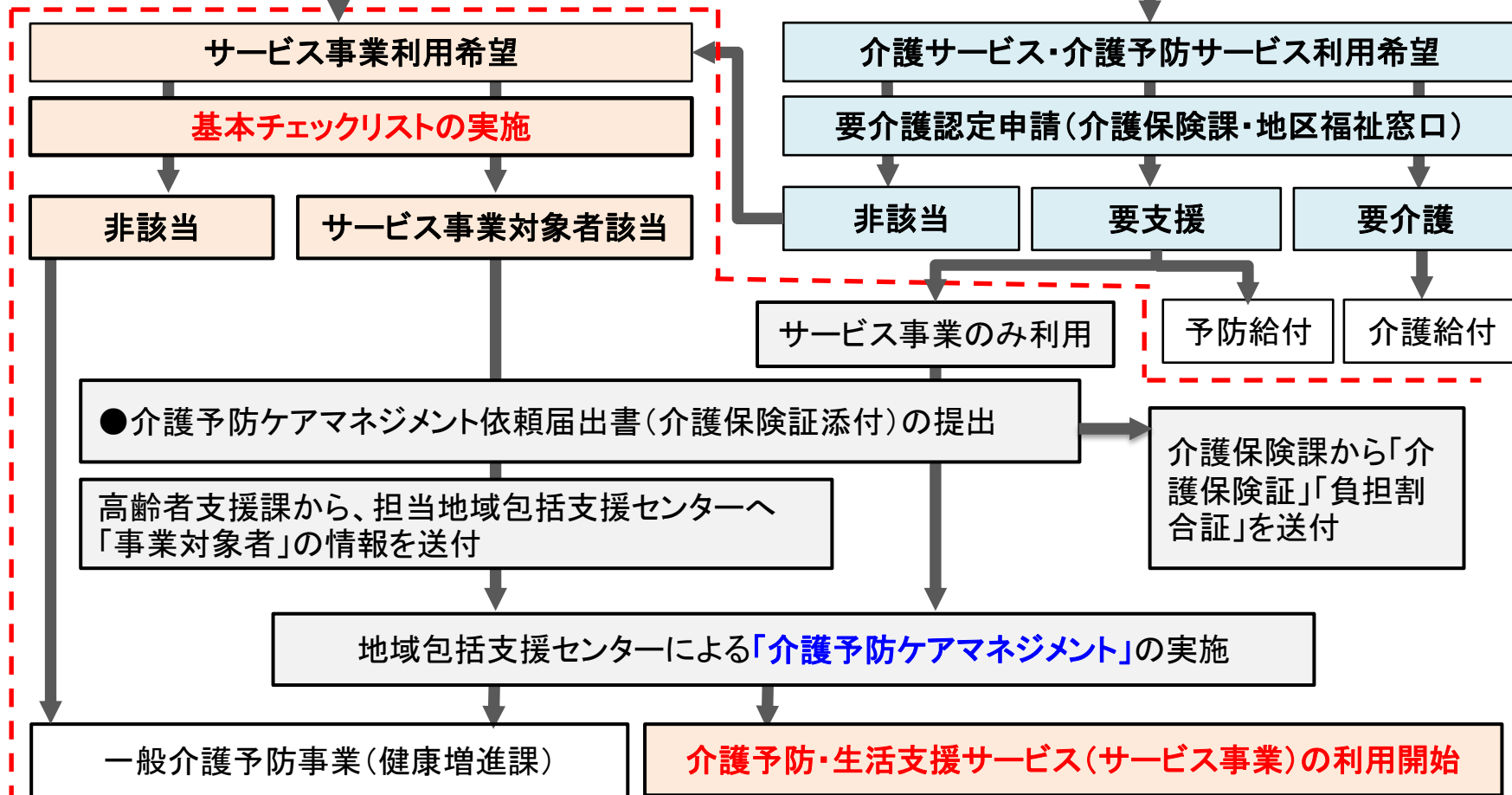
1. 介護保険課
2. 市民センター及び村岡公民館
(各地区福祉窓口)
※4月からは石川分館でも受付を開始します。

藤沢市におけるサービス利用のながれ

受付窓口

- 高齢者支援課
- 介護保険課
- 地域包括支援センター

相談の目的や必要と考えるサービスを聞き取り、サービス事業・要介護認定申請・一般介護予防事業についての説明を行い、必要な手続きへの振り分けを行う。



介護予防ケアマネジメントの対象者

◆要支援者

◆事業対象者

※要支援者で、予防給付によるサービスのみを利用する場合、もしくは予防給付によるサービスとサービス事業の両方を利用する場合は…

→いままでどおり、「介護予防支援」として扱う。

種類	要支援者 (予防給付のみ)	要支援者 (予防給付+総合事業)	要支援者 (総合事業のみ)	事業対象者
介護予防 ケアマネジメント	×	×	○	○
介護予防支援 (予防給付)	○	○	×	×

介護予防ケアマネジメントの実施主体

- ◆ 利用者本人が居住する住所地の地域包括支援センターにおいて実施します。
- ◆ 要支援認定者及び事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントは、従来の介護予防支援と同様、業務の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託することができるよう、現在検討をしています。

介護予防ケアマネジメントの類型

介護予防ケアマネジメントのプロセスについては、利用者の状態等や基本チェックリストの結果、本人の希望するサービス等を踏まえて、従来からの原則的なケアマネジメントのプロセスに沿った上で以下のような類型を想定しています。

- ◆ **ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント） ※平成28年10月実施**
（現行相当サービス及び訪問型サービスC（短期集中予防サービス）を利用する場合等に実施します。）
現行の介護予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様、アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定します。※モニタリングは、少なくとも3ヶ月ごとに行う。
- ◆ **ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント）**
平成28年10月以降、多様な実施主体によるサービス(指定事業所以外)を整備した場合に実施します。当該ケアマネジメントの実施につきましては、現在検討中です。
- ◆ **ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）**
当該ケアマネジメントの実施につきましては、現在検討中です。

介護予防ケアマネジメント説明会に向けて

介護予防ケアマネジメントの詳細については、次のとおり説明会を予定しています。

開催予定日：6月10日 19:00～

会場：市民会館 小ホール

※開催通知については5月中旬発送予定

- 内容
- ・ 介護予防ケアマネジメントの考え方
 - ・ 包括→居宅への委託について
 - ・ 請求方法について
- 等

事業対象者の被保険者証のイメージ

要介護状態区分等欄に「**事業対象**」と記載され、認定年月日欄には、基本チェックリスト実施日が記載されます。事業対象者は有効期間の終期がないため、認定の有効期間欄は空欄となります。

介護保険被保険者証 (1)					要介護状態区分等 (2)		給付制限 (3)									
被 保 険 者	番 号				認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	事業対象 平成28年10月1日		給付制限	内 容	期 間						
	住 所				認定の有効期間					開始年月日	終了年月日					
	フリガナ				居宅サービス等	区分支給限度基準額 1月当たり				開始年月日	終了年月日					
	氏 名				(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類	種類支給限度基準額	居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	藤沢市〇〇地域包括支援センター 届出年月日 H28. 10. 1							
	生年月日		性 別						届出年月日							
交付年月日				認定審査会の意見及びサービスの種類の指定			種類		入所等年月日	年 月 日						
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>4</td><td>2</td><td>0</td><td>5</td><td>9</td> </tr> </table> 神奈川県藤沢市 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 電話 0466(25)1111			1	4	2	0		5	9			介護保険施設等	名称	退所等年月日	年 月 日
1	4	2	0	5	9											
							種類	入所等年月日	年 月 日							
							名称	退所等年月日	年 月 日							

利用限度額

◆要支援者が総合事業を利用する場合には、現在適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で、予防給付と総合事業を一体的に利用することができます。

◆事業対象者の利用限度額については、予防給付の**要支援1の利用限度額と同じ**として検討しています。

- 要支援1・**事業対象者 = 5,003単位**
- 要支援2 = 10,473単位

※なお、利用限度額の制限を受けるのは、指定事業者のサービスを利用する場合に限ります。

利用者負担

介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上所得者は2割）と同じとします。

事業対象者にも「介護保険負担割合証」を交付します。

総合事業と要介護認定について

- サービス事業の利用と並行して要介護・要支援認定申請をすることもできます。ただし、要介護者はサービス事業を利用できません。
- 要介護認定申請をし、認定結果が出る前にサービス事業の利用を開始した場合、認定結果が要介護1以上であっても、認定結果の出た日以前のサービス事業利用分の報酬は、総合事業より支給されます。
- 事業対象者としてサービス事業からサービスを提供された後、要介護認定を受けた場合には、介護給付の利用を開始するまでの間は、サービス事業によるサービスの利用を継続することができます。
- なお、要介護認定申請中に要介護認定の暫定ケアプランによる介護給付サービスを利用している場合は、並行してサービス事業を利用することはできません。
- サービス事業の利用と並行して要介護認定申請をし、要介護認定を受けた後、同月の途中でサービス事業から給付サービスの利用に変更した場合は、同月末時点で居宅介護支援を行っている事業者が、居宅介護支援費を請求することができます。

要介護認定申請中のサービス利用と費用の関係

- 要支援者の場合、予防給付のサービス利用があれば、予防給付から介護予防ケアマネジメントの介護報酬が支払われます。
- 事業対象者又は要支援者で総合事業のサービスの**み**利用している場合は、総合事業から介護予防ケアマネジメントの費用が支払われます。
- 要介護認定を受け、認定結果が出る前にサービス事業の利用を開始していた場合、介護給付によるサービス利用開始以前のサービス事業利用分の**報酬**は、総合事業より支給されます。

認定結果	給付のみ	給付と総合事業		総合事業のみ
非該当・ 事業対象者	全額自己負担	ケアマネジメント	事業費	事業費
		給付分	全額自己負担	
		事業分	事業費	
要支援	予防給付	ケアマネジメント	予防給付	事業費
		給付分	予防給付	
		事業分	事業費	
要介護	介護給付	ケアマネジメント	介護給付	介護給付の利用 を開始するまで の分は事業費
		給付分	介護給付	
		事業分	介護給付の利用を開始 するまでの分は事業費	

要介護認定に係る認定有効期間の見直しについて

総合事業を実施後は、要介護認定の更新申請をした場合の認定有効期間が、一律に原則12か月、上限24か月に延長されます。

藤沢市では、平成28年10月1日以降に認定有効期間が開始する被保険者が対象になります。

申請区分等		現行		平成28年10月以降	
		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規申請		6か月	3～12か月	6か月	3～12か月
区分変更申請		6か月	3～12か月	6か月	3～12か月
更新申請	前回要支援 → 今回要支援	12か月	3～12か月	12か月	<u>3～24か月</u>
	前回要支援 → 今回要介護	6か月	3～12か月	<u>12か月</u>	<u>3～24か月</u>
	前回要介護 → 今回要支援	6か月	3～12か月	<u>12か月</u>	<u>3～24か月</u>
	前回要介護 → 今回要介護	12か月	3～24か月	12か月	3～24か月

厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」(抜粋)

総合事業における事業所のみなし指定

総合事業の移行に当たって、総合事業に係る規定の施行日前日である平成27年3月31日において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスの事業者について、当該施行日において、総合事業による指定事業者の指定をみなす。
(改正法附則第13条)

【みなし指定の有効期間】 平成27年4月1日～平成30年3月31日

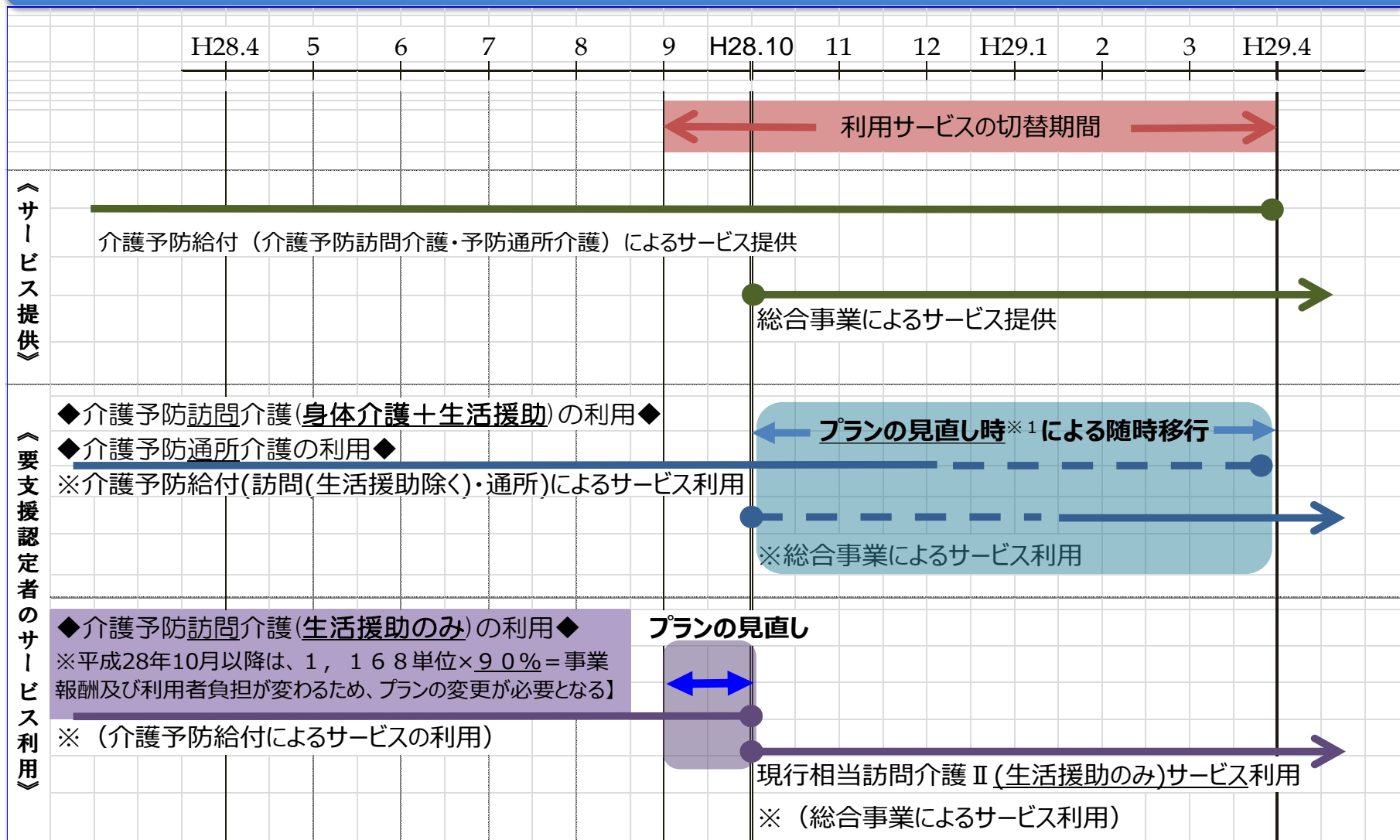
平成28年10月以前から介護予防訪問介護・通所介護継続利用の方(要支援認定者)の総合事業への移行について

利用しているサービスの内容により、総合事業への移行・ケアプランの切り替えのタイミングが異なります。

介護予防訪問介護の生活援助のみを利用の方は、平成28年10月から利用料が変わるため、平成28年9月以降早い時期で、総合事業へ移行・ケアプランの切り替えが必要になります。

利用しているサービス	移行の時期	切替のタイミング
介護 予防訪問介護 (生活援助のみ)	H28年10月1月	H28年9月1日 ～9月30日の間
介護 予防訪問介護 (生活援助+身体介護)	H28年10月1日 ～H29年3月31日の間	・認定更新時 ・利用者の状態変化 ・モニタリング時 等
介護 予防通所介護		

介護予防・日常生活支援事業への移行スケジュールについて



※1 = プランの見直しのタイミングは、切替期間中(平成28年10月～平成29年3月)において、①認定有効期間が終了、②利用者の状態像の変化、③3ヵ月に1回のモニタリング時のいずれかにおいて実施。

通所型サービス事業 ※平成28年10月時点

類型別の実施事業について

ガイドラインで示された類型	実施予定
現行の通所介護相当	介護予防通所型サービス <u>(A5・A6)ド利用</u>
通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	検討中
通所型サービスB (住民主体による支援)	検討中
通所型サービスC (短期集中予防サービス)	検討中

通所型サービスの類型

【H28.10ver】

基準	介護予防 通所型サービス	多様なサービス			一般介護予防事業
サービス種別	現行の介護予防通所介護相当	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体等によるサービス支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)	通いの場
提供主体	現行の指定介護予防通所介護	—	—	—	地域住民団体等
サービス内容	現行の介護予防通所介護と同様のサービス	—	—	—	
サービス提供のあり方	<p>○既にサービスを利用しているケースや自立支援にむけたサービスの利用が必要なケース</p> <p>○生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで心身等の改善・維持が見込まれるケース</p>	<p>○藤沢市では「地域の縁側として誰もが気軽に立ち寄り、かつ、相談できる居場所づくりの整備を進めている。 (地域の縁側事業＝市民自治推進課)</p> <p>また、高齢者の相談支援、介護予防や孤立予防、生きがいづくり、多世代交流等の機能を備えた地域福祉サービスの拠点施設を「地域支えあいセンター」として位置づけ、その活動を支援し、整備を進めている。 (高齢者支援課)</p> <p>※上記事業との関係性を整理する中で、新たに総合事業として展開できるしくみを検討する。</p>			<p>からだを動かす機会、人との交流、生きがいや社会的役割を促す通いの場の提供 (健康増進課)</p>
実施方法	事業者指定	委託/指定	補助	—	補助
基準	予防給付に準じる	—	—	—	○コーディネートする従事者1名以上
報酬単価	国単価(100%)	—	—	—	○概ね10名以上が過ごせる場
備考		○元気な高齢者が加わる事業を展開する場合は、一般介護予防事業となる。			

市内・市外の相互利用についての整理

- ① 住所地特例対象者の総合事業利用について
- ② 藤沢市内のサービス提供事業所を藤沢市以外の市町村（＝他市町村）の被保険者が利用する場合について
- ③ 藤沢市外のサービス提供事業所を藤沢市の被保険者が利用する場合について

①住所地利特例対象者の総合事業利用について(その1)

<住所地利特例とは？>

介護保険の被保険者は、住所地の市町村が実施する介護保険の被保険者となることが原則ですが、「住所地利特例対象施設」に入所・入居し、その施設の所在地に住所を移した場合、例外として施設入所・入居前の住所地の市町村が引き続き保険者となる制度です。

【住所地利特例対象施設】

①介護保険施設

(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)

②特定施設

(有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・
対象となるサービス付き高齢者向け住宅)

③養護老人ホーム (老人福祉法の入所措置がとられている場合)

①住所地利特例対象者の総合事業利用について(その2)

住所地利特例対象者は、**保険者市町村**と**施設所在市町村**の状況で、受けることができるサービスが異なります。

その場合、住所地利特例対象者は、**施設所在市町村の状況に合わせてサービスを利用することになります。**

※請求の際は、請求明細書の「住所地利特例欄」にサービスコード等を記載の上請求してください。

	保険者市町村の状況	施設所在市町村の状況	住所地利特例対象者が利用できるサービス
パターン①	給付	給付	給付
パターン②	給付	総合事業	総合事業
パターン③	総合事業	給付	給付
パターン④	総合事業	総合事業	総合事業

①住所地利例対象者の総合事業利用について(その3)

- 住所地利例対象者に対する総合事業については、施設が所在する市町村で行います。
- 他市町村の被保険者であっても、藤沢市に居住する住所地利例対象者については、藤沢市の総合事業のサービスを提供します。
- 藤沢市に居住する住所地利例対象者についての介護予防ケアマネジメントは、藤沢市の地域包括支援センターが行います。
- 平成27年4月から、介護予防支援についても施設所在市町村の地域包括支援センターが行うことになりました。
- 要介護認定・要支援認定については、これまでどおり保険者市町村が行います。
- 住所地利例対象者に対する事業対象者把握のための基本チェックリストは施設所在市町村が実施します。

②藤沢市内のサービス提供事業所を 他市町村の被保険者が利用する場合について

★予防給付と総合事業の関係

①【保険者市町村が総合事業に移行前の場合】

→「介護予防通所介護」を提供します。

- ・サービスコード、単位数は予防訪問介護（61）・予防通所介護（65）のまま変わりません。
- ・地域単価も同様に、藤沢市の地域単価（4級地）を使用します。
予防訪問介護（10.84円）・予防通所介護（10.54円）を使用

②【保険者市町村が総合事業を開始し、対象の利用者が総合事業 に移行している場合】

→「保険者市町村の総合事業」を提供します。

- ・サービスコード、単位数等は、保険者市町村にご確認ください。

★藤沢市内事業者の方へ・・・

総合事業の実施時期や移行の方法、必要な申請手続きについては、各保険者により取扱いが異なるため、他市町村の利用者にサービス提供している場合は、各保険者への確認をお願いします。

市内・市外の相互利用に関する質問

Q. 藤沢市外に所在する事業所が、藤沢市の被保険者に対してサービス事業を提供する場合、どのような手続が必要になるのか。

A. 通所型サービスのみなし指定（平成27年3月31日までに指定を受けた事業所が該当）を受けた事業者については、特に手続は必要ありません。

訪問型サービスのみなし指定を受けた事業者については、藤沢市が他市町村とは異なるサービスコードを使用する（サービス種類コードが一般的な「A1」ではなく「A2」を使用する）ため、事業所は藤沢市の訪問型サービスについてご理解をいただき、藤沢市への届出が必要になります。

また、訪問型サービス・通所型サービスのみなし指定を受けていない事業者については、藤沢市への新規指定申請が必要になります。

③藤沢市外のサービス提供事業所を 藤沢市の被保険者が利用する場合について

★予防給付と総合事業の関係

〈介護予防通所型サービス〉

平成28年10月以降、藤沢市の被保険者に対しては、**藤沢市の総合事業**を提供することになるため、**サービス料金体系・サービスコード等について理解し、藤沢市へ申請・届出をすることが必要。**

→手順の詳細については、ホームページ等において周知する予定。

ただし、藤沢市外の事業所に限って、介護予防給付の指定期間の残る平成30年3月提供分までは、予防給付の訪問介護・通所介護を利用している要支援者で、サービス提供事業者が藤沢市の総合事業サービスの指定を受けていない場合は、これまでと同様に、介護予防通所介護の利用及び請求が可能となる場合がある。

申請等手続きとサービスコード関係について

藤沢市通所型サービス (第1号通所事業)

〈介護予防通所型サービス〉

	指定申請・届出	サービスコード	報酬関係	
			地域単価	
			市内事業所	市外事業所
平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けた事業者（みなし指定）	不要	A5	藤沢市の単価	所在市町村の単価
平成27年4月1日から平成28年9月30日までの間に介護予防通所介護の指定を受けた事業者	要指定申請	A6	藤沢市の単価	藤沢市の単価

○指定申請・変更届

介護予防通所介護の指定を受けた日・事業所の所在地により、申請・届出の要・不要や使用するサービスコードが異なるので注意が必要。

○サービスコード・地域単価（請求時に使用）

藤沢市通所型サービスにおけるサービスコードはA5とA6を利用。市外事業者はこのサービスコード(A5・A6)により1単位あたりの地域単価が異なる。

※各種申請・届出の詳細、サービスコード表については、5月中旬頃に藤沢市HPに掲載予定。

国保連への請求(サービスコード)について

(2)通所型サービスの場合

No.	サービス種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード異動連絡票の送付
1	A5	通所型サービス(みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。※1	送付不要
2	A6	通所型サービス(独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。	市町村が作成して国保連へ送付
3	A7	通所型サービス(独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
4	A8	通所型サービス(独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

No.	サービス種類コード	ベースとなる予防給付	算定構造	単位数	地域単価(5ページ参照)	サービスコード	帳票等に出力するサービスコード名称	利用者負担	利用者負担割合・利用者負担額	支給限度額管理対象/対象外
1	A5	介護予防通所介護	国が規定	国が規定	国が規定(事業所所在地に応じた地域単価)	国が規定	国が規定	定率	予防給付と同様※3	国が規定
2	A6			国が規定する単位数を上限として、市町村が規定 ※2	国が規定する地域単価から選択して市町村が規定					
3	A7	なし	市町村が規定	市町村が規定※6	国が規定するサービスコードから選択して規定	市町村が規定	定率	市町村が規定※4	市町村が規定	
4	A8						定額			

※1 平成27年3月31日時点で介護予防通所介護の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして事業所異動連絡票情報を国保連に送付する。

※2 加算率を規定するサービスコードについては、国が規定する率と同じとする。

※3 A5・A6については受給者異動連絡票情報に2割負担の情報を設定することで自動的に2割負担対象となる。

※4 A7・A8の利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。

なお、国保連合会では各サービスコードの所得段階の審査を行わない。

※5 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

※6 A7、A8については、率を規定するサービス(処遇改善加算、特地加算等のような〇〇%というサービス)及び単位数がマイナスになるサービスは設定できない。

国保連への請求(サービスコード)について

サービス種別	サービスコード
介護予防通所型サービス (現行の通所介護相当) (みなし指定事業者)	A5
介護予防通所型サービス (現行の通所介護相当) (平成27年4月以降の指定事業者)	A6

国保連への請求(サービスコード)について

介護予防通所型サービス (A5)

みなし指定事業者・・A5コードを使用

(平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた事業者)

→ **A5-1111**～

※**現行の介護予防通所介護と同内容。**

※**加算・減算は、介護予防通所介護と単位数・項目ともに変わらない。**

※**地域単価は、事業所の所在地に応じた地域単価となる。**

通所型サービス (みなし指定事業者)

サービスコード		サービス内容略称	合成単位数	算定単位
種類	項目			
A5	1111	通所型サービス1	1,647	1月につき
A5	1112	通所型サービス1日割	54	1日につき
A5	1113	通所型サービス2	3,377	1月につき
A5	1114	通所型サービス2日割	111	1日につき
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

国保連への請求(サービスコード)について

介護予防通所型サービス (A6)

平成27年4月以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業者・・・A6コードを使用 → **A6-1111～**

※介護予防通所型サービスと同内容だが、事業所の開設年月日により区分。

※加算・減算は、介護予防通所介護と単位数・項目ともに変わらない。

※地域単価は、**10.54円 (藤沢市の単価)**

(藤沢市内の事業所・藤沢市以外の事業所も共通の地域単価)

通所型サービス (平成27年4月以降に指定を受けた事業者)

サービスコード		サービス内容略称	合成単位数	算定単位
種類	項目			
A6	1111	通所型サービス1	1,647	1月につき
A6	1112	通所型サービス1日割	54	1日につき
A6	1113	通所型サービス2	3,377	1月につき
A6	1114	通所型サービス2日割	111	1日につき
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書等の様式について①

I-資料8②

3 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第十まで）

(1) 共通事項

②サービス種類と介護給付費明細書様式の対応関係

4 介護予防・日常生活支援総合事業費明細書記載に関する事項（様式第二の三及び第七の三）

(1) 共通事項

②サービス種類と介護予防・日常生活支援総合事業費明細書様式の対応関係

区分	介護給付		予防給付		介護予防・日常生活支援総合事業	
	サービス種類	明細書様式	サービス種類	明細書様式	サービス種類	明細書様式
居宅サービス	訪問介護	様式第二	介護予防訪問介護	様式第二の二	訪問型サービス（みなし）	様式第二の三
	訪問入浴介護		介護予防訪問入浴介護		訪問型サービス（独自）	
	訪問看護		介護予防訪問看護		訪問型サービス（独自/定率）	
	訪問リハビリテーション		介護予防訪問リハビリテーション		訪問型サービス（独自/定額）	
	居宅療養管理指導		介護予防居宅療養管理指導		通所型サービス（みなし）	
	通所介護		介護予防通所介護		通所型サービス（独自）	
	通所リハビリテーション		介護予防通所リハビリテーション		通所型サービス（独自/定率）	
	福祉用具貸与		介護予防福祉用具貸与		通所型サービス（独自/定額）	
					その他の生活支援サービス（配食/定率）	
		その他の生活支援サービス（配食/定額）				
		その他の生活支援サービス（見守り/定率）				
		その他の生活支援サービス（見守り/定額）				
		その他の生活支援サービス（その他/定率）				
		その他の生活支援サービス（その他/定額）				
居宅介護支援・ 介護予防支援	居宅介護支援	様式第七	介護予防支援	様式第七の二	介護予防ケアマネジメント	様式第七の三

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 等の様式について②

- ◆ 様式第二の三（訪問型・通所型サービス）
- ◆ 様式第七の三（介護予防ケアマネジメント費）
- ◆ 様式第十一（給付管理票）

※別紙の資料に様式がありますので
ご確認ください。

一般介護予防事業

～介護予防の拠点となる「通いの場」づくり～

～H27まで

○心身の状況で分けて事業形態

○講座に参加する時だけの、介護予防の実践



☆住民主体の運営

☆多様な形態

☆そこに行けば人との交流ができる

☆からだを動かす（体操をする）機会がある

☆生きがいや社会的な役割を持てる場所

☆身近な地域で通いの場が増え、参加しやすくなる



（担当：健康増進課）

総合事業移行とともに変わる事業（その1）



介護予防事業（平成28年9月まで）

高齢者生きがい対応型デイサービスの実施

○地域の高齢者の介護予防、自立生活の助長、
孤立感の解消に繋がる定期的な活動を行っている
住民の自主グループ団体等に委託

○市からの委託は週2日

○対象者は65歳以上（市内在住）で要介護認定
が「非該当」、もしくは認定を受けていない方

（担当：健康増進課）

総合事業移行とともに変わる事業（その2）



一般介護予防事業（平成28年10月から）

住民主体の運営による「通いの場」に対する支援

○高齢者が生きがいや社会的な役割を持てる「通いの場」を地域の介護予防の拠点として増やす

○「通いの場」で実施する活動内容、日数に応じた支援

○対象者は65歳以上（市内在住）

要介護認定の有無は問わないが、身の回りのことが自立しているなど、住民ボランティアの運営で対応可能な方

（担当：健康増進課）

今後のスケジュールについて

平成27年度

- 3/17 通所型サービス事業所向け説明会
(地域密着型通所介護・新総合事業の概要等)
- 3/24 訪問型サービス事業所向け説明会
(総合事業利用の流れ・サービス類型と報酬・事業者指定関係等)

平成28年度

- 6月上旬 地域の担い手養成研修会の案内スタート
- 6/10 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の概要説明会
(介護予防ケアマネジメント・サービス等の手続き関係)
- 7月～ 事業所指定申請受付開始
- 8/10号 広報ふじさわ掲載(予定)
- 9月～ ケアプランの切替スタート
- 10月から 介護予防・日常生活支援総合事業開始

ご清聴ありがとうございます

様式第二の三（附則第〇条関係）

記載例 1-3

要支援者がみなしサービスを受けた
場合の請求明細書

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
(訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費)

公費負担者番号	
公費受給者番号	

平成	2	7	年	0	4	月分
保険者番号	9	0	1	0	1	0

被保険者	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 1 0 1 0					
	(7カガ)	カゴ 仔叻					
	氏名	介護 一郎					
	生年月日	1.明治	2.大正	3.昭和	性別	1.男 2.女	
	要支援状態区分等	事業対象者 要支援1・要支援2					
認定有効期間	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日 から	平成 2 8 年 0 3 月 3 1 日 まで					

請求事業者	事業所番号	9 0 7 0 1 0 0 0 1 0					
	事業所名称	〇〇事業所					
	所在地	〒 9 9 9 - 9 9 9 9 〇〇県〇〇市△△町 1-1-1					
	連絡先	電話番号 099-222-2222					

介護予防サービス計画	3. 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成	事業所番号	9 0 0 0 0 1 0 0 0 1						事業所名称	●●地域包括支援センター
------------	---------------------------	-------	---------------------	--	--	--	--	--	-------	--------------

開始年月日	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日	中止年月日	平成 年 月 日
-------	----------------------	-------	----------

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
介護予防訪問介護 I	A 1 1 1 1 1		1	1 2 2 6			
予防訪問介護初回加算	A 1 4 0 0 1		1	2 0 0			

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在 保険者番号	摘要

①サービス種類コード / ②名称	A 1	訪問型サービス (みなし)
③サービス実日数	1 0	日
④計画単位数	1 4 2 6	
⑤限度額管理対象単位数	1 4 2 6	
⑥限度額管理対象外単位数	0	
⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) + ⑥	1 4 2 6	
⑧公費分単位数	0	
⑨単位数単価	1 0 3 5	円/単位
⑩事業費請求額	1 3 2 8 3	
⑪利用者負担額	1 4 7 6	
⑫公費請求額	0	
⑬公費分本人負担	0	

1. 事業費請求額を求める
 ⑩事業費請求額 = 《《⑦給付単位数 × ⑨単位数単価》 × 給付率》
 1,426 単位 × 10.35 円 = 14,759.1
 ≒ 14,759 円
 14,759 円 × 90% = 13,283.1
 ≒ 13,283 円

2. 利用者負担額を求める
 ⑪利用者負担額 = 《⑦給付単位数 × ⑨単位数単価》 - ⑩事業費請求額
 1,426 単位 × 10.35 円 = 14,759.1
 ≒ 14,759 円
 14,759 円 - 13,283 = 1,476 円

給付率 (/100)	
事業	9 0
公費	
合計	1 3 2 8 3
	1 4 7 6
	0
	0

※ 《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

枚中	枚目
----	----

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
(介護予防ケアマネジメント費)

公費負担者番号	
公費受給者番号	

平成		年		月分
保険者番号				

被保険者	被保険者番号															
	(フリガナ) 氏名															
	生年月日	1.明治	2.大正	3.昭和	性別	1.男	2.女									
	要支援状態区分	事業対象者・要支援1・要支援2														
	認定有効期間	平成		年		月		日	から	平成		年		月		日

請求事業者	事業所番号																	
	事業所名称																	
	所在地	〒																
	連絡先	電話番号																

事業費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要

事業費明細欄 (住所地特例対象者)	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在 保険者番号	摘要

請求額集計欄	区分	事業分	公費分
	①サービス単位数合計		
	②単位数単価	円/単位	
	③給付率		/100
④事業費請求額(円)			

枚中 枚目

(このページは空白ページです)

